

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「ハイテク・ソリューション事業におけるグローバルトップをめざす」という企業ビジョンのもと、メーカー機能と商社機能という2つの機能を有する最先端テクノロジー企業として、お客様に最先端・最前線の事業創造企業となつていただくため最大限の貢献をするとともに、各事業の業務執行に対する監督機能を高め、コーポレートガバナンスを充実させています。また、企業の社会的責任を強く意識した経営により、株主をはじめとする社会全般からの信頼を獲得し、事業活動を通じた社会の進歩・発展に寄与しています。

当社は、各事業の業務執行に対する監督機能を高め、コーポレートガバナンスを充実させるため、会社法第2条第12号の指名委員会等設置会社を採用しています。

なお、当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すること、また、当社におけるコーポレートガバナンスの枠組みを示すため、コーポレートガバナンス・ガイドラインを制定し、ホームページで公表しています。

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」

<http://www.hitachi-hightech.com/file/jp/pdf/about/csr/management/governance/guidelines.pdf>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<原則1-4> (政策保有株式に関する方針及び議決権の行使基準)

- (1) 当社は、当社の企業価値向上に資する取引及び協業関係を構築・強化・維持する場合に限り、上場会社の株式を保有します。株式取得の際は、当該株式取得の意義並びに経済的合理性を検証します。また、株式取得後は、取締役会及び経営会議において、毎年、保有の意義及び経済的合理性の確認を行い、継続保有可否の検討を行います。
- (2) 当社は、上場会社株式に係る議決権の行使について、議案の内容を精査し、当社の企業価値の向上に資するかを判断したうえで、適切に議決権を行使します。

<原則1-7> (関連当事者間の取引)

- (1) 当社は、親会社を含む主要株主との取引について、他の通常取引と同様、当該営業部門のみならず複数部門のチェックを経ることにより公正性を監視することで少数株主の保護に努めます。また、当該取引の状況等を取締役会及び経営会議に報告します。
- (2) 当社が、取締役もしくは執行役と利益相反取引を行う場合には、取締役会に付議し、その承認を得ます。

<原則3-1> (情報開示の充実)

- (1) 会社のめざすところ(企業ビジョン等)や経営戦略・経営計画
当社のめざすところは、次のURLで開示しています。

『企業ビジョン』

<http://www.hitachi-hightech.com/jp/about/corporate/philosophy/vision.html>

当社の経営戦略・経営計画及び進捗状況は、次のURLで開示しています。

『中期経営戦略』

<http://www.hitachi-hightech.com/jp/about/ir/policy/strategy.html>

『中期経営戦略進捗状況』

2017年3月期決算(IFRS)説明会資料(9-12頁)

http://www.hitachi-hightech.com/file/jp/pdf/about/news/2017/nr20170426_2.pdf

第98回定時株主総会招集ご通知(23頁)

http://www.hitachi-hightech.com/file/jp/pdf/about/ir/stock/invite/98/20170526_98_1.pdf

- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第1章第1条(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)及び上記「1. 基本的な考え方」に記載しています。

- (3) 取締役・執行役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

報酬委員会は、「取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針」に基づき、役位に応じた職責、当社及び当社グループ会社を含めた業績、経営環境、世間水準等を考慮のうえ、取締役及び執行役の報酬を決定します。

執行役の金銭報酬は、月額報酬並びに業績連動報酬から構成されており、個々の業績連動報酬の決定は、会社業績、部門業績、個人目標の組み合わせで評価し、各々の達成度合いに応じて変動させます。

なお、「取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針」は、後記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しています。

- (4) 取締役候補者の指名と執行役の選任を行うに当たっての方針と手続

指名委員会は、取締役候補者の指名にあたって、同委員会が定める「取締役候補者選任方針」に基づき候補者を決定します。

取締役会は、「執行役選任方針」に基づき、指名委員会の意見も踏まえ執行役を選任します。

なお、「取締役候補者選任方針」(概要)及び「執行役選任方針」は、次のURLで開示している「第98回定時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」(14頁)及び「事業報告」(32頁)に記載しています。

http://www.hitachi-hightech.com/file/jp/pdf/about/ir/stock/invite/98/20170526_98_1.pdf

(5) 取締役候補者の指名と執行役の選任を行う際の、個々の指名・選任についての説明

取締役及び執行役の個々の選任理由は、本報告書及び次のURLで開示している「第98回定時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」(5-12頁)及び「事業報告」(31頁)に記載しています。

http://www.hitachi-hightech.com/file/jp/pdf/about/ir/stock/invite/98/20170526_98_1.pdf

< 補充原則4-1-1 > (執行役に対する委任の範囲)

取締役会は、法令、定款又は取締役会規則に定める決議事項を除き、取締役会規則において一定の基準を定め、その範囲で、執行役に対し業務執行権限を委譲します。

< 原則4-8 > (独立社外取締役)

当社は、コーポレートガバナンスの徹底を図るため、現在、独立社外取締役を4名選任しています。

< 原則4-9 > (独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

独立社外取締役には、株主価値の向上並びに少数株主の利益保護にも留意し、適切な助言・監督が期待できる人物を選任します。

また、独立社外取締役の独立性判断基準については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第4章第14条(独立社外取締役)に記載しています。

< 補充原則4-11-1 > (取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模・構成に関する考え方)

取締役会の員数は、十分な議論と迅速・機動的な意思決定のため、9名以内の適切な人数とします。

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するに際し、取締役会の役割と責務を実効的に果たすために必要な知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させた最適な取締役会の構成を検討します。

指名委員会が、取締役候補者を決定する際の方針は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第4章第13条(取締役の適性)に記載しています。

< 補充原則4-11-2 > (取締役の兼職状況)

取締役の重要な兼職状況は、次のURLで開示している「第98回定時株主総会招集ご通知」の「参考書類」(5-12頁)及び「事業報告」(29頁)に記載しています。

http://www.hitachi-hightech.com/file/jp/pdf/about/ir/stock/invite/98/20170526_98_1.pdf

また、当社の取締役は、他の上場会社から役員(取締役、監査役又は執行役)就任の打診があった場合は取締役会長に報告し、対応を協議します。

< 補充原則4-11-3 > (取締役会全体の実効性について分析・評価及び結果の概要)

取締役会全体の実効性について分析・評価及び結果の概要は、次のURLで開示している「第98回定時株主総会招集ご通知」の「事業報告」(41頁)に記載しています。

http://www.hitachi-hightech.com/file/jp/pdf/about/ir/stock/invite/98/20170526_98_1.pdf

< 補充原則4-14-2 > (取締役に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役に対し、それぞれの役割や責務を果たすうえで必要なトレーニングの機会を継続的に提供し、その費用支援を行います。

< 原則5-1 > (株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主との対話について、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう合理的な範囲で対応します。また、IR体制等については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第3章第9条(IR体制等)に記載しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日立製作所	71,135,619	51.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,318,400	3.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,752,100	2.72
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアンツ アカウント エスクロウ	2,768,318	2.00
日立ハイテクノロジーズ社員持株会	1,459,093	1.05
ジェビー モルガン チェース バンク 380634	1,337,043	0.97
ザ バンク オブ ニュ - ヨ - ク ノントリ - ティ - ジヤスデツク アカウント	1,284,408	0.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,256,900	0.91
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー 505225	1,116,302	0.81
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー 505001	1,103,014	0.80

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社日立製作所 (上場:東京、名古屋) (コード) 6501

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、支配株主((株)日立製作所(以下、日立製作所))からの事業上の制約を受けることなく、業務執行を行っております。当社における個別の業務執行は執行役の権限であり、さらに重要な意思決定に関する事案の処理は、社内規則に従い主要な執行役で構成される諮問機関(経営会議)において審議の上、承認し、社長がこれを決裁しています。これにより、当社の業務執行における経営判断の独立性を確保しています。

また、当社の取締役会は、経営の基本方針の策定や特に重要な意思決定を行っています。取締役会の構成として全取締役8名中2名は日立製作所の取締役又は執行役を兼務していますが、当社取締役会全体の過半数を占めるに至っており、さらに、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ている社外取締役4名が就任していることから、当社独自の経営判断を行うことができる状況にあります。

なお、日立製作所との重要な取引については、他の通常取引と同様に、当該営業部門のみならず、業務部、経理部等の複数部門のチェックを経ることにより公正性及び妥当性を監視することで、少数株主の保護に努めています。

さらに、毎年、執行役から取締役会に対して、関連当事者間の取引状況として、上記の方策の遵守状況を報告しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

【親会社の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係などの面から受ける経営・事業活動への影響等】

当社は、日立製作所を親会社とする企業グループ(以下、日立グループ)各社が有する研究開発力やブランド力その他の経営資源を積極的に活用しています。「日立」のブランドは既に国内外で高い付加価値を創造しており、幅広く当社製品群へ使用しています。さらに、日立グループの研究開発力及びネットワークを活用することにより、当社は市場競争における優位性を発揮することが可能となっています。

日立グループ各社は、各社独自の研究開発体制に加え、日立製作所の研究開発グループ傘下の各研究センタ等において蓄積された技術基盤やノウハウとのシナジー効果を発揮することで効率的な発展を遂げてきています。日立グループの研究開発活動は、日立グループCTO(*)会議等でグループ全体の方向付けが審議されており、当社も当該活動を通じて技術潮流等の付加価値の高い情報を取得しています。また、当社は、日立グループ各社に対し有償の研究開発委託を行うとともに、日立グループ各社から研究成果の移管を受け、これらを有効に活用しています。

以上のとおり、日立グループに属することによるメリットはありますが、当社の事業活動は、日立製作所及び日立グループ各社に大きく依存する状況にはありません。

(*) CTO: Chief Technology Officer (最高技術責任者)

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	8名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
早川 英世	他の会社の出身者													
戸田 博道	他の会社の出身者													
西見 有二郎	他の会社の出身者													
田村 真由美	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

早川 英世				過去に在籍していた会社との間で取引関係があるが、その取引規模は当社事業規模に比して極めて僅少である。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な大企業での経験及び法務分野に関する豊富な知識と経験をもとに、一般株主の利益保護の観点から独立した立場による経営及び業務執行の監督が期待されるため、社外取締役として選任している。 ・当社の定める「独立性判断基準」及び(株)東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定している。
戸田 博道				過去に在籍していた会社との間で取引関係があるが、その取引規模は当社事業規模に比して極めて僅少である。	<ul style="list-style-type: none"> ・会社経営全般にわたる豊富な経験及び技術動向に関する深い知見をもとに、一般株主の利益保護の観点から独立した立場による経営及び業務執行の監督が期待されるため、社外取締役として選任している。 ・当社の定める「独立性判断基準」及び(株)東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定している。
西見 有二				過去に在籍していた会社との間で取引関係があるが、その取引規模は当社事業規模に比して極めて僅少である。	<ul style="list-style-type: none"> ・会社経営に関する豊富な経験と高い見識及び電子材料を中心とする先端産業分野に関する深い知見をもとに、一般株主の利益保護の観点から独立した立場による経営及び業務執行の監督が期待されるため、社外取締役として選任している。 ・当社の定める「独立性判断基準」及び(株)東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定している。
田村 真由美					<ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたるグローバル企業における会社経営経験、経理・財務分野に関する豊富な知識、ダイバーシティ推進、女性リーダー育成支援等に関する深い知見をもとに、社外取締役として選任している。 ・当社の定める「独立性判断基準」及び(株)東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定している。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	6	0	2	4	社内取締役
報酬委員会	6	0	2	4	社内取締役
監査委員会	4	1	1	3	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数 15名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無		使用人との兼任の有無
		指名委員	報酬委員	
宮崎 正啓	あり	あり		なし
池田 俊幸	あり	なし	×	あり
木村 勝高	なし	なし	×	あり
宇野 俊一	なし	なし	×	あり

佐藤 真司	なし	なし	×	×	なし
橋本 純一	なし	なし	×	×	あり
本田 穰慈	なし	なし	×	×	あり
堀越 久志	なし	なし	×	×	あり
田嶋 浩	なし	なし	×	×	あり
石和 太	なし	なし	×	×	あり
今西 昭裕	なし	なし	×	×	あり
桜井 真司	なし	なし	×	×	なし
飯泉 孝	なし	なし	×	×	なし
伊東 祐博	なし	なし	×	×	あり
高木 幹夫	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

- (1) 監査委員会の職務を補助するため、取締役会室に監査委員会専任の担当者を置いている。
- (2) 取締役会室に所属する監査委員会担当者の人事異動については、監査委員会は事前に報告を受け、必要な場合は、理由を付して変更を人事総務担当執行役に申し入れることができる。
- (3) 取締役会室に所属する監査委員会担当者を懲戒に処する場合には、人事総務担当執行役は予め監査委員会の承認を得るものとする。
- (4) 取締役会室に所属する監査委員会担当者は、他部門の使用人を兼務せず、もっぱら監査委員の指揮命令に従う。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査委員会と会計監査人の連携状況】

- (1) 会計監査人の監査委託契約及び報酬決定に当たっては、従前から監査委員会の事前の承認を得るものとしている。
- (2) 会計監査人は、定期的に監査委員会に監査計画、四半期レビュー報告及び年度監査並びに内部統制監査の実施について、監査の方法や結果の説明を行い、意見交換を行うことにより連携を高めている。

【監査委員会と内部監査部門の連携状況】

- (1) 当社は内部監査組織として、監査室を設置している。
- (2) 監査委員会は、監査室の監査計画を事前に入手し、監査の結果報告を受領している。
- (3) 調査担当監査委員は、必要に応じて監査事項に関わる指示を行っており、監査室は、指示された監査事項について調査担当監査委員に結果報告を行っている。
- (4) 調査担当監査委員は、監査室監査前の意見交換や情報伝達、監査室監査講評会への立会を行っている。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

- (1) 独立役員の資格を満たす社外役員は全て独立役員に指定している。
- (2) 当社の定める「独立性判断基準」は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第4章第14条(独立社外取締役)第2項に記載している。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

- (1) 取締役については、固定金額の月額報酬に加え、原則月額報酬1.5か月分を基準として期末手当を支給するが、業績により減額することがある。
- (2) 執行役については、役位別定額の月額報酬に加え、役位毎の基準賞与をベースに会社業績、分掌部門業績、個人目標の達成度に応じて一定の範囲内で決定する業績連動報酬を支給する。

ストックオプションの付与対象者

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

事業報告では、月額報酬及び業績連動報酬(取締役は期末手当)の区分に従い、取締役(社外取締役分を内数表示)及び執行役の別に総額表示している。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

当社の取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針は、外部専門家の助言を得て、報酬委員会が以下のとおり決定したものであります。

1. 基本方針

- (1) 当社の経営を担う取締役及び執行役が、あらゆるステークホルダーから信頼される企業を目指し、ハイテクソリューションによる価値創造を基本とした事業活動を通じ社会の進歩発展に貢献する経営を行うことに対して報酬を支払う。
- (2) 当社の取締役及び執行役の報酬の基準となる水準は、各人の役位に応じた職責、当社及び当社グループ会社を含めた業績、経営環境、世間水準等を考慮のうえ決定する。

2. 具体的方針

(1) 取締役の報酬

取締役の報酬は、月額報酬並びに期末手当からなる。また、非金銭報酬として健康管理サービスを提供する。

1) 月額報酬

当社の取締役が受ける月額報酬については、職務が監督機能であることに鑑み、固定金額として定めることとし、その支給水準については、常勤・非常勤の別、所属する委員会及び各取締役の職務の内容に応じて決定する。

2) 期末手当

期末手当は、原則月額報酬の1.5ヶ月分を基準として支給するが、会社の業績により減額することがある。

3) その他

金銭に非ざる報酬として、経営に大きな影響をもつ役位(職責)については、企業危機管理の一環としてヘルスリスクを回避、低減するため、当社が契約する医療機関による健康管理サービスを提供する。

なお、取締役と執行役を兼務する場合、主たる職務に応じ、取締役ないし執行役のいずれかの報酬を支給する。

(2) 執行役の報酬

執行役の報酬は、月額報酬並びに業績連動報酬からなる。また、非金銭報酬として健康管理サービスを執行役に提供する。

1) 標準年収水準

当社(当社グループ会社を含む)の業容規模・範囲、当社執行役に問われる能力、負うべき責任・リスクからして、当社の標準年収(月額報酬・業績連動報酬)水準は、世間水準を考慮し役位別に設定する。

2) 月額報酬

月額報酬は、標準年収から基準賞与額を除いた部分を月割りした役位別定額とする。

3) 業績連動報酬

標準目標達成時に支給される業績連動報酬を基準賞与額とし、目標達成度合いに応じて変動させることとする。評価は、全社業績・部門業績・個人目標の組合せで決定する。

4) その他

金銭に非ざる報酬として、経営並びに業務執行に大きな影響をもつ職責にある者については、企業危機管理の一環としてヘルスリスクを回避、低減するため、当社が契約する医療機関による健康管理サービスを提供する。

当社の外部から登用する執行役については、以上の方針を参考にしながら、執行役登用の経緯、ミッション、現地における報酬水準等を総合的に勘案し、最も相応しい報酬の構成及び報酬額を個別に設定する。

なお、取締役と執行役を兼務する場合、主たる職務に応じ、取締役ないし執行役のいずれかの報酬を支給する。

【社外取締役のサポート体制】 更新

- (1) 当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第4章第18条(取締役会の議題選定及び資料)に基づき、取締役会資料の早期配布及び議案の内容等の事前説明をしている。
- (2) 取締役会において、最近の事業の状況等を、担当執行役より説明している。

(3) 主要な執行役による諮問機関(経営会議)の承認を受けた社長決裁事項については、社外取締役には資料及び議事録を適時配布する方法により、それぞれ報告している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行は、管掌執行役の決定により行われるが、重要な事項については主要な執行役により原則毎月2回開催される経営会議での審議・承認の上、社長により決裁される。また、各事業年度の重要な設備投資及び研究開発投資は、別途年度に1回、臨時必要あるときはその都度開催される、それぞれの会議等において審議され、経営会議で審議・承認の上、社長により決裁される。

(2) 業務執行の監査は、当社の定める基準等に従い、監査室による監査(監査委員からの指示によるものを含む)及び監査委員会による監査が行われる。監査室の監査結果は経営会議等に報告され、監査委員会の監査結果は監査委員会の職務執行状況として、取締役会に報告される。

(3) 当社の会計監査業務を執行した会計監査人の概要は、次のとおり。

業務を執行した公認会計士: 指定有限責任社員 業務執行社員 尾崎 隆之(継続監査年数3年)

指定有限責任社員 業務執行社員 嵯峨 貴弘(継続監査年数7年)

所属する監査法人名: 新日本有限責任監査法人

(4) 株主総会に提案する取締役選任議案の内容は、指名委員会により、当社の定める「取締役候補者選任方針」に従って決定される。

役員報酬については、報酬委員会において、基準となる水準等を定めた方針に従い、個別に決定される。

(5) 各委員会委員の選定に当たっては、各委員会の職務及び権限に鑑み、取締役会で審議の上、決定する。また、各委員会の事務局は、次のとおり。

指名及び報酬委員会: 取締役会室

監査委員会: 取締役会室に所属する監査委員会担当者

(6) 取締役会室に所属する監査委員会担当者は2名である。また、監査委員の内3名は独立社外取締役である。

(7) 当社は指名委員会等設置会社であるため、社外取締役は、各委員会の委員に就任している。また、取締役会や各委員会において、各々、知識と経験に基づき、当社にとって有益な発言を行っており、独立社外取締役は、特に、一般株主の利益を意識した発言を行っている。

(8) 当社は、執行役を兼務しない取締役との間で、定款第23条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

(1) 取締役会から執行役への権限委譲により、迅速な経営判断が可能となる。

(2) 取締役が一般株主の利益を代表し、業務執行を監督することにより、経営の効率性及び透明性を高めることができる。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会日(2017年6月23日)の22日前(2017年6月1日)に発送(2017年度実績)
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権の行使が可能
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2012年から議決権電子行使プラットフォームに参加
招集通知(要約)の英文での提供	ホームページに公開
その他	招集通知、事業報告及びインターネット開示事項(いずれも和・英を提供)を、招集通知発送日前(和:2017年5月26日・英:2017年5月30日)にホームページに公開(2017年度実績)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	和英ホームページに公開	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	・証券会社主催の個人投資家向けセミナー等への参加 ・個人株主向け工場見学会の実施	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・決算説明会(テレフォン・カンファレンス方式によるものを含む)/四半期に1回 ・工場及び施設見学会/年1~2回 ・事業戦略説明会/年1~2回	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米国、欧州及びアジア(香港・シンガポール)の投資家を対象に個別訪問を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、統合報告書、株主通信	
IRに関する部署(担当者)の設置	・IR担当部署名:CSR・コーポレートコミュニケーション部 広報・IRグループ ・IR担当役員:執行役 桜井真司 ・IR事務連絡責任者:CSR本部本部長付 横井芳人	
その他	代表者自身による証券会社主催のIRイベントへの参加	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業ビジョン、企業行動基準等に明記するとともに、階層別従業員研修等で啓発する。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSR活動を担当する専門部署を設け取り組みを進めている。 環境面では、環境と調和した持続可能な社会を実現するために、環境負荷低減をめざし、製品・サービスを通じたグローバルなモノづくりを推進している。 CSR全般では、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、顧客満足の向上、理科教育支援・森林育成などの社会貢献活動に取り組んでいる。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報開示に関するポリシー」で情報開示基準及び情報開示の方法を定めており、ホームページで公表している。

その他

人財の多様性の重視
(基本的な考え方)

当社グループでは、従業員の多様性を積極的に受け入れ、グローバルなビジネス展開を進める競争力の源泉として活用するダイバーシティ経営を推進している。性別・国籍・職歴・年齢や性格・価値観など、外的あるいは内的な違いを「その人がもつ個性」ととらえ、従業員一人ひとりが、自身の持つ力を十分に発揮できる風土の醸成や仕組みの充実に積極的に取り組んでいる。

2014年に専任組織のダイバーシティ推進グループを設置し、特に女性の活躍推進については、2020年までに女性役員の登用と女性管理職比率5% (2014年度の倍増) を目標としている。このための主な取り組みは以下のとおりである。

- 1) 女性リーダー会、メンター制度等による女性リーダの育成
- 2) 管理職層の意識改革
- 3) 働き方の改革の中で在宅勤務制度導入等両立支援制度の整備、拡充

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 決裁文書は、「文書保存規則」に基づき、永年保存とする。
 - 2) 文書の整理、保管、保存又は廃棄は、「文書保存規則」等に従って、的確に取扱う。
- (2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 「リスク管理規則」を制定し、リスクを適切に把握・管理する体制を整備する。
 - 2) 全社にまたがるリスクを統括する執行役としてChief Risk management Officer(以下、CROという)を設置し、リスクの特性に鑑み担当する部門を定め、各委員会及び各担当部門で対応する体制を構築する。
 - 3) CROは、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急対策体制整備の責を負う。
- (3) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 執行役は、重要な意思決定を行う際は、「経営会議規則」に基づき「経営会議」で審議する。
 - 2) 経営管理プロセスにより、事業の推進状況をチェック、改善を行う。
 - 3) 経営資源が有効に活用されているかを検証するため、監査室による内部監査を行い、その結果を経営会議に報告し、業務執行にフィードバックする。
 - 4) 監査委員は、子会社を含む調査又は実査に加え、社内重要会議にオブザーバーとして出席し、調査又は実査に必要な情報を収集し、経営の効率性の観点から、必要に応じて助言を行う。
- (4) 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 「企業ビジョン」及び「企業行動基準」により、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とし、当該規則を常に閲覧可能とする。
 - 2) コンプライアンス及び全社にまたがるリスクを統括し、執行役及び使用人の法令遵守を強化するため、「内部統制統括委員会」を設置し、CROが委員長を務める。また、内部統制統括委員会は、組織の特性を勘案した教育等を通じて、法令違反及びその再発を防止するため、「重点管理部門制度」を運営する。
 - 3) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスリスク・マネジメント担当執行役が委員長を務める。また、コンプライアンス体制を強化・推進するため、事業統括本部や支店毎にコンプライアンスの責任者を設置する。
 - 4) 法務部門等による定期的な社内研修を実施する。
 - 5) 職務の執行が法令及び定款に適合しているかを把握するため、監査室による内部監査を行い、その結果を経営会議に報告し、業務執行にフィードバックする。
 - 6) 内部通報制度による情報の収集及び調査を実施する。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 親会社との関係
親会社との取引については、営業部門のみならず、複数の部門によるチェックを行う。また、親会社による監査を受け、その結果の適切なフィードバックを受ける。
 - 2) 子会社に対する管理体制
 - a. 業務執行並びに財政状況を定期的に受領する。また、子会社の重要な行為については、当社の「決裁規則」等に基づき当社への付議又は報告の対象とする。更に、中長期計画や年度予算等により、子会社の事業の推進状況をチェックし改善を行う。
 - b. 監査室による定期的な子会社の監査を実施する。
 - c. 監査委員会による、定期的な子会社の監査を実施する。
 - d. 内部統制統括委員会、子会社を含めたリスク管理体制を構築し、「重点管理部門制度」は、子会社も対象として運営する。
 - e. 子会社を含めた内部通報制度による情報の収集及び調査を実施する。
 - f. 階層別研修、コンプライアンス教育の実施による法令遵守を徹底する。また、子会社毎に、コンプライアンスの責任者を設置する。
 - g. 当社グループに適用される「日立ハイテクグループ行動規範」を制定し、「基本と正道」に則った企業倫理と法令遵守に根ざした事業活動を行う。
- (6) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - 1) 取締役会室を設置し、取締役会室所属の監査委員会担当者を置く。また、監査委員会担当者は、監査委員会の職務を補助する。
 - 2) 必要に応じて、監査室及び管理関係部門は、監査委員会の職務を補助する。
- (7) 上記(6)の取締役及び使用人の執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 監査委員会担当者の人事異動は監査委員会が事前に報告を受ける。また、監査委員会担当者を懲戒に処する場合には、人事総務担当執行役は予め監査委員会の承認を得る。
 - 2) 監査委員会担当者は、他部門の使用人を兼務せず、もっぱら監査委員の指揮命令に従う。
- (8) 当社の監査委員会への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 経営会議に付議又は報告された当社及び子会社の案件は、遅滞なく監査委員に報告する。また、監査室が実施した当社及び子会社の内部監査の結果は、遅滞なく監査委員に報告する。
 - 2) 当社及び子会社の内部通報制度による通報の状況について、特に重要なものは、監査委員に報告する。
 - 3) 監査委員から当社及び子会社の業務執行に関する事項について報告を求められたとき、又は、当社及び子会社に重要な不備等が発生するおそれがあるときは、速やかに監査委員に報告する。
 - 4) 1)乃至3)の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (9) 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 1) 監査委員からの費用の前払その他支払に関する請求があったときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (10) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 必要に応じて、内部監査を担当する監査室並びに会計監査人を活用して、監査項目の一部を委託し、その結果を受ける等、連携して監査を行う。
 - 2) 監査委員会の監査結果を取締役に報告し、取締役会に報告後、業務執行にフィードバックする。

(注)

1. 上記は、2015年4月27日開催の当社取締役会における決議内容の概要を記載しています。
2. 上記及び監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法令が定める事項を含め、当社の内部統制システムの概念図として、添付資料「模式図」を、巻末に掲載しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「日立ハイテクグループ行動規範」において「法と正しい企業倫理に基づき行動する」ことを行動指針の一つとしており、「取締役・執行役 法令遵守・倫理綱領」においても、反社会的取引の禁止を明示している。

これらの基本理念を実現するため、反社会的取引の禁止並びにその防止のための管理体制及び手続きを会社規則に定めている。反社会的勢力排除に向けた主な具体的な取組みは、以下のとおりである。

- ・反社会的取引の防止に関して情報収集、教育並びに手続きの横断的な管理を図るための専門の委員会を設置している。
- ・不当要求への対応手順や要領を定めるとともに、当局及び外部の専門機関等への連絡・相談及び対応の検討体制を整備している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

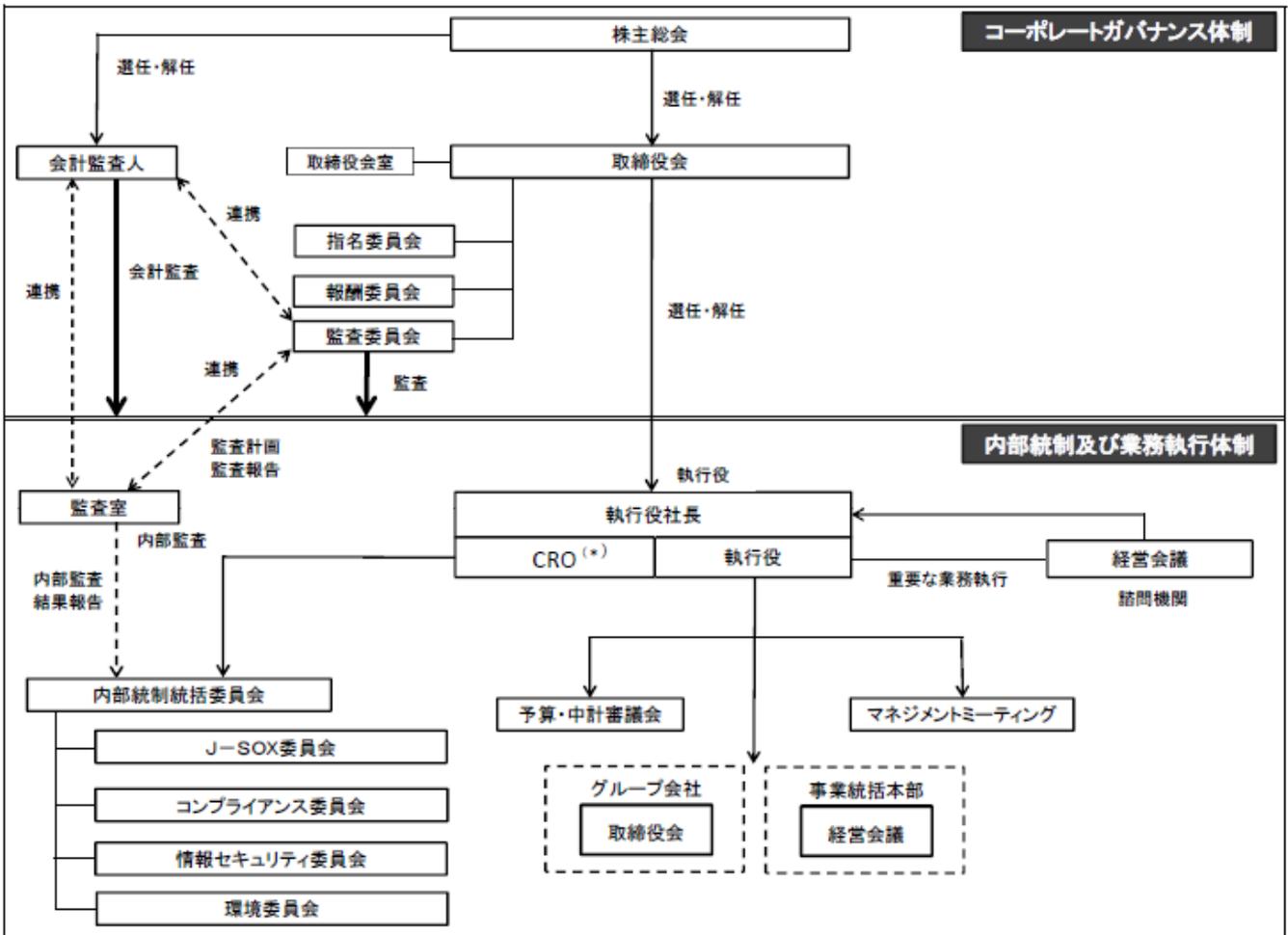
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

- (1) 監査委員会は、監査室及び会計監査人との緊密な連携を図ることにより監査の実効性を高める。
- (2) 監査委員は、監査委員会の監査結果を含む職務執行状況を取締役に報告し、取締役会報告後、執行役社長より経営会議に報告することにより業務執行にフィードバックする。



(*) Chief Risk management Officer

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示にかかる社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社では、CSR本部を情報開示担当部門とし、当社及び連結子会社等（以下、当グループという）に関する情報の適切な開示に努めております。

開示にあたっては、「情報の管理と開示に関する規則」（以下、規則という）に従い、法令及び関連法規等に順じて取り扱っております。

当社は指名委員会等設置会社であり、取締役会から執行役に業務執行の権限を委譲された事項のうち、重要な決定に際しては経営会議が承認し、社長が決裁しております。但し、決算情報等、重要な業務執行の一部（取締役会専決事項）は、取締役会で決議しております。

取締役会及び経営会議の権限による決定事項及び発生事項に関する情報の開示は、執行役社長を委員長とする IR 情報開示委員会で発表内容等を審議、承認した上で、取締役会及び経営会議への付議、決定を経て、情報取扱責任者である CSR 本部長の指示により CSR 本部で行っております。

その他、当グループ各部門における重要情報は、規則に定める当該情報の管理責任者からの報告に基づき、情報取扱責任者の判断により、必要に応じて IR 情報開示委員会で発表内容等を審議、承認した上で、取締役会及び経営会議への付議、決定を経て、CSR 本部で開示しております。

以上の内容の参考図は、次のとおりです。

以上

〈参考図〉

